

一般社団法人電解水透析研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 電解水透析研究会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、水の電気分解により生成される陰極水の透析療法への応用の科学的・医学的妥当性を評価し、この電解水透析法を広く普及させることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 血液透析時の酸化ストレスや副作用を抑制するための電解水応用の妥当性の評価
2. 学術集会、学術講演会などの開催
3. 電解水透析の実態調査・研究
4. 医療行政に対する提言
5. 一般市民に対する啓発、普及
6. その他、本会の目的を達成するために必要と認めた事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法による。

- 2 当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

第2章 社員

(会員及び社員)

第5条 当法人は、次の会員で構成し、正会員の中の理事 幹事 および監事、(以下「理事等」という。)を一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」という。) 第11条第1項第5号に規定する社員とする。

1. 正会員
 2. 施設会員
 3. 賛助会員
- 2 正会員は、医療機関ならびに研究施設において血液透析及び腎不全治療に携りあるいはこれから携わろうとする医師、看護師、臨床工学技士及びその他のコメディカルスタッフ、介護・福祉、医療経済分野の専門家で、本会の目的に賛同する個人とする。
 - 3 施設会員は、本会の目的に賛同する医療機関ならびに研究施設とする。
 - 4 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会を援助する団体とする。
 - 5 会員は、社員総会が定めた規程に該当する会費を納めなければならない。
なお、正会員(理事等に限る。)の納めた会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

(入社)

第6条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込みをしなければならない。

2 社員となるには、正会員の中から、社員総会で理事等に選任されなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人または被保佐人になったとき。
3. 死亡または失踪宣告を受けたとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は6月に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

- 2 議長は理事長があたり、議決は過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。
- 3 次に挙げる事項については、社員総会の承認を得なければならない。

事業報告および収支決算についての事項

事業計画および収支予算についての事項

定款変更および解散についての事項

理事等の選任

その他社員総会において必要と認めた事項

第4章 理事、監事および幹事

(理事等)

第10条 当法人には理事および監事を置く。

- 2 当法人の理事は、1名以上とする。理事が2名以上あるときは、理事の互選より代表理事を選定する。
- 3 当法人の理事が1名のときは、その理事を、理事が2名以上あるときは、代表理事を理事長とし、その他の理事の中から副理事長を1名又は2名選定することができる。
- 4 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。副理事長は理事長を補佐する。また、理事長の職務不能の際は理事長の職務を代行するが、その場合の代行の順位は予め社員総会で定めておくものとする。
- 5 当法人には20名以内の幹事をおき、幹事は理事長、副理事長とともに本会に関する重要事項の審議ならびに学術集会などを企画、運営する。
- 6 当法人の監事は1名以上とする。
- 7 監事は理事の職務の執行を監査する。
- 8 理事の任期は選任後2年以内、監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。また、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第5章 顧問

(適応)

第11条 法人の必要に応じて顧問を置く。

- 2 本会運営に関し援助や指導を仰ぐために顧問を置くことができる。
- 3 顧問の選任、解任、任期は社員総会にて決定する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第12条 当法人は、社員または第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第13条 基金の募集、割当及び払込み等の手続きに関しては社員総会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第14条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第15条 基金の拠出者に対する返還は、法令の定める範囲内において、返還する基金の総額について定時社員総会における決議に従って行う。

第7章 計算

(会計)

第16条 本会の経費は会費、学術集会等の参加費、寄付金、助成金、その他の収入をもってこれにあてる。

(事業・会計年度)

第17条 当法人の事業・会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第8章 附則

(法令の準拠)

第18条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人法その他の法令によるものとする。